

2015年

指定管理者制度・事業主アンケート結果



適正な指定管理者制度を考える研究会

も く じ

「指定管理者制度調査」の解説・・・・・・・・・・	2
静岡英和学院大学短期大学部 准教授 児玉和人	
指定管理者制度・事業主アンケート結果・・・・・・・・	8
アンケート項目（アンケート用）・・・・・・・・・・	18
アンケートデータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

「指定管理者制度」調査の解説

静岡英和学院大学短期大学部
准教授 児玉和人

1. 問題の所在

本調査では、指定管理者制度の下で公の施設を運営する事業者の経営実態、並びに運営状況、その課題、自治体への要望を調査したものである。今回では、事業者を中心とする調査を実施した。次回は、事業所内で働く人々を対象として調査を実施する。本稿では調査結果の概要版にとどめて、詳細な分析は正式な報告書を作成した上で述べたい。

指定管理制度は平成 15 年度（2003 年）に実施された。この制度は、公の施設のより効率的、効果的な管理を行うために、その管理を民間の能力を活用することを意図する制度である。当初、政府は指定管理者制度を新しい公共という名前で華々しく宣伝された。その主旨は、公の施設管理のコスト削減、並びに民間企業の活力や高いサービス能力を導入し、地域住民の福祉の増進を図るというものであったが、当時小泉首相は、「構造改革」路線を具体化する究極の自治体アウトソーシングの手段として、全国の公の施設を民間委託化し地方自治・自治体のあり方を大きく変質させようとしていた。

指定管理者制度導入 13 年を経過したが、住民サービス向上、効率的な施設運営という目標が達成されたのか、過度な効率化によって住民やそこで働く労働者の間で矛盾が生まれていないかが問われている。

一方、総務省自治行政局長は、指定管理者制度の現状に対する是正を求める通達を出した。その通知とは、平成 22 年（2010 年）12 月「指定管理者制度の運用について」で、次の要旨から成り立っている。第 2 項では、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること」。第 6 項では「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること」とある。このような総務省通達の意味は何か。当初の見解と異なっていて、指定管理者制度の不備を認めたといえるだろう。その検証を実施されたのかと問えば十分と言えないであろう。

以上のような問題意識に基づいて、本稿では調査検討を実施したものである。本調査では以下の特徴を 3 点挙げた。

第一には、静岡県内で初めて指定管理者の下で事業所調査を実施した。静岡自治労連の調査では、静岡県各市町村で指定管理に委託する公の施設を運営する事業者が 347 団体となっている。各市町村のホームページでの公の施設を委託された団体や企業の名簿から判明している。静岡県内では民間企業や団体の参入が少数にとどまった。運営事業者の大半は公的な団体や法人で占められる。

第二には経営の実態の把握を行った。公の施設は、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文化施設、社会福祉施設と分類されている。各々施設の特徴や性格が異なるために、

一概に経営実態を論ずることは一定の留意が必要である。本調査から出た問題点としては、結論を先取りすれば、委託期間が長期化したのが毎年運営費が削減されており、職員数が慢性的に不足し、その職員の雇用形態が非正規職員である。指定管理者を受託する事業者は持続的な経営が困難な状態まで追い込まれていると言える。

第三には事業者から指定管理を委託する地方自治体に対する要望を確認したことにある。事業者側が指摘する指定管理者制度の問題点としては、「選定基準が経費節減、人件費削減が第一であること」。事業主の大半は、地元企業なのか、施設運営に関するノウハウ、経験や質的な内容を吟味せず、計量的な価格のみで決定していることに大きな問題とする。さらに、「指定管理料は適切な金額でない」。そこで、指定管理料の削減を補完する方法としては、「人件費や運営経費削減」という点で補っていると回答している。

本調査の概論から、指定管理者制度の現状は当初の政府説明、見込みと実態が大きく乖離されている。

以上のような問題意識から、本稿では次のような手順で考察を進める。第二節は事業者アンケート調査結果から、事業所の経営実態、勤労者の労働状況を解説する。第三節では、調査結果を踏まえて、指定管理者制度の問題点を提起する。

2. アンケート調査の解説

適正な指定管理者制度を考える研究会では平成27年(2015年)6月各自治体労働組合代表、大学研究者で発足した。調査は事業主を対象としたアンケート調査、勤労者を対象としたアンケート調査を実施することになった。以下はその調査方法とその調査結果である。調査票は広島県、京都府自治労連の実施したアンケートを参考として、静岡県の現状を踏まえて一部を修正して実施する。

(1) 指定管理者制度、公の施設

指定管理者制度とは、公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が管理を代行する制度である。平成15年から地方自治法を一部改正して制定された。指定管理者には、株式会社、合同会社等の営利企業、協同組合、農協、漁協、財団法人・NPO法人・市民グループなど非営利法人、従前の公共団体や公共法人が指定されることが多い。

公の施設とは、地方自治法244条「住民福祉の増進」を目的とするもので、建物等の概念だけではなく住民の権利保障の機能を内容とするものである。

(2) 指定管理者制度導入の経緯

指定管理者制度の導入の経緯としては次の通りである。平成8年(1996年)12月、行政改革委員会では、「行政関与のあり方に関する基準」で民間に出来ることを実施する基本原則を定め、「民間でできることは民間に委ねる」等の基本原則を掲げた。平成13年(2000年)6月、経済財

政諮問会議は、公共サービスに関しては、市場メカニズムを活用し、民営化や民間委託、PFI、独立行政法人等の活用に関する検討を進めると提言した。この提言に基づいて、地方自治法第244条に規定された公の施設の管理は、地方自治法の一部を改正して、平成15年（2003年）に指定管理者制度が導入された。この間、導入施設数が増加する一方、留意すべき点も明らかになってきた。総務省自治行政局長は、平成22年（2010年）12月「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日付け総行経第38号）を通知した。主旨は、指定管理者の施設導入に当たっては施設の性格を適正に判断して実施すること。指定期間を配慮すること。指定管理者入札に当たっては単なる価格競争でないこと。労働法令を適正に遵守して労働環境を整備すること。というものであった。この通達は指定管理者制度の慎重、かつ適正な運用を求めている。現在、指定管理者制度は、各地で運用と導入を巡って、議論が行われている。

（３）調査方法

１）予備調査

ホームページ等で公開される指定管理者として指定されている地方自治体から事業者名簿を抽出静岡県内347事業所とした。非公表の地方自治体は湖西市等、数ヶ所あり、その場合は調査対象から除外している。

２）事業所を対象としたアンケート

期間：平成27年8月7日～8月31日

実施対象：地方自治体から公の施設を委託された事業所に調査票を郵送した。

発送先：静岡県内347事業所

回答：130事業所（回収率）37.5%

３）勤労者を対象としたアンケート

現在、実施中である。

（４）回答事業所の概要

先述した通り、指定管理者制度を導入した地方自治体が公開した名簿から事業主347事業所へ郵送した。結果、130事業所から回答があった。地域別の特徴では、多数の公の施設数が存在する静岡県、浜松市、静岡市、沼津市、御殿場市からの回答が多くせられた。その理由としては、地方自治体の財政規模が大きいこと、行政改革として指定管理者制度を導入した結果、上記の都市では多数の公の施設が設置されたからであろう。小規模の地方自治体では回答が少ない傾向が見受けられた。

調査票の記入、回答者は、施設の規模、性格によって大きく異なる。「質問1. 記入する方は、どなたですか」、という問いの回答者内訳は経営者14.8%、担当部長5.5%、総務担当者33.6%、その他46.1%である。大規模の施設では運営する団体の担当部長、総務担当者が回答している。小規模な施設では社長、施設長が直接に回答を行なっている。その他の内訳では、集落が管理する公民館、集会所の小規模施設であって、自治会長、町内会長が大多数である。

それではどのような企業形態が指定管理者の運営事業者なのであろうか。そこで、「質問2. 団体の種別は下記の内どれですか」という設問を設けた。結果、その内訳としては、株式会社19.5%、

公益法人 23.4%、公共団体 1.6%、公共的団体 39.6%、特定非営利法人 7.0%、その他の団体 8.6%である。株式会社、特定非営利法人の民間事業者は、合計 26.5%である。大半の事業者は、従来からの公的団体が運営の主体であると言えよう。期待されたNPOの参入は 7.0%である。大半は公共団体で、民間企業は少ない。

(5) 指定管理者の導入状況と期間

指定管理者制度は平成 15 年（2003 年）に導入されて 10 年以上を経過した。現在、どのような状況であるかを聞いてみた。施設の内容、管理期間、理想とする管理期間を質問した。

そこで、設問 3「指定管理者制度で受託する施設の内容、施設数、指定期間、職員数などを教えて下さい」という設問から考察する。ただし、質問では指定期間、受託回数に限定して検討する。同じ設問では指定期間（何期目）か質問した。指定回数は 2 期目 33.3%、2 期目 29.9%、1 期目 16.9%であった。これは、指定管理者制度導入から継続して受託する団体、企業が多いと考えている。1 期目は何等かの理由で指定管理者が交代したと考えられる。指定管理期間は、5 年 67.2%、10 年以上 9.0%、3 年 1.7%となっている。指定管理者制度導入時期に実施した地方自治体へ向けた調査では、回答の大半が指定管理期間 3 年未満であった。地方自治体は、委託事業者からの要望などにより、2 期目から指定管理期間を延長、変更した可能性がある。

これらの指定期間は適切だろうか。設問 4「指定管理期間は適切なものだと思いますか」と、尋ねている。「適切だと思う」という回答は 51.6%、「思う施設の方が多い」9.4%、「思わない」28.4%、「思わない施設の方が多い」7.8%であった。どのように、この結果を考えるか。指定管理期間が「適切」、「適切と思う」という施設の総計は 61%に達している。一方、36.2%の施設では満足していないと回答がある。

また、適切な期間を検討している。設問 5「指定管理期間は何年が適切だと思いますか」では、「5 年」68%、「3 年」11%、「10 年以上」8.0%が最も多い。前述のように、適切と思うという指定期間は「5 年」とある。委託事業者の要望が反映された結果と考えられる。

(6) 指定管理料と運営費の内訳

指定期間は事業者の要望が反映されて、導入期より期間が延長されていることは調査から理解が出来た。ところが、後述する指定管理料は、大きな不満を持っているという回答が多い。

設問 3「指定管理者制度で受託する施設の内容、施設数、指定期間、職員数などを教えて下さい」という設問から考察した。本稿では、前期と比べた指定管理料についての質問に限定して考察する。受託した指定管理料、委託料について聞いてみた。事業者からは、「変わらない」44.6%、「減った」31.1%、「増えた」16.4%であった。指定管理料は、従前と変化がない、あるいは減ったという回答が多い。導入期から物価や人件費が上昇したに関わらず、指定管理料に反映されていないことの不満であろう。その結果が設問 7 から伺える。

設問 7「現在の指定管理料（委託費も含めて）は適切な金額だと思いますか」と尋ねた。事業者からの回答では、「思わない」50.8%、「思う施設の方が多い」23.4%、「思わない施設が多い」12.5%、「思う施設が多い」5.5%というものである。「思わない」、「思わない施設が多い」という合計の回答が 63.8%を占めた。指定管理料は、本来物価、人件費が上昇した分を反

映されていないことは大きい。

設問 8「指定管理料（委託料）についてどう思いますか」という問いである。「選定規準では経費節減を第一としないで欲しい」47.7%、「次期の選定時には今季の実績を加味して欲しい」54.7%、「職員の定期昇給や処遇改善が難しい」55.5%、「施設の修繕・補修は自治体負担として欲しい」59.4%である。この設問から伺えることは、選定方法に強い不満があり、施設の修繕、補修についても不満がある。特に、後者の場合は地方自治体と指定管理者と役割分担が不明確であるのではないか。

（7）指定管理者の状況、選定基準

指定管理者は公の施設なので、情報公開を伴う公平性の観点から選定が望ましい。そこでは、どのように指定管理者が選定されたのか質問した。設問 3「指定管理者制度で受託する施設の内容、施設数、指定期間、職員数などを教えて下さい」という設問から考察した。ここでは、募集方法を公募、非公募での質問に限定して考察する。結果では「公募」59.6%、「非公募」35.6%となっている。県内の地方自治体の大半は、選定を公募型で募集していることが分かる。非公募型は特殊な技能やノウハウが必要とされている施設とされているからだ。

指定管理者の選定基準に関しては、直接に問う設問がない。その代替として、設問 8「指定管理料（委託料）についてどう思いますか」という問いからみると、事業者が、選定規準は経費節減が第一であると考えている。

（8）職員定数、賃金、労働条件

指定管理者の下で運営する事業所で勤務する実態を検証する質問を行ってみた。事業所では職員定数がどのように決まっているのか。そこで、設問 9「職員定数はどのように決まりますか」と事業主に質問した。「事業主が必要に応じて決定する」71.9%、「自治体が受託内容を鑑みて決定する」10.9%であった。事業主が運営のために人員の増減を決定ができるようである。

次に、施設を運営するにあたって、職員数が足りているのであろうか。設問 10「職員数は足りていますか」を聞いた。「足りている」39.8%、「足りている施設の方が多い」12.5%、「足りていない」32.8%、「足りていない施設の方が多い」7.0%という回答であった。不足、やや不足と回答した事業所は、39.8%に達している。職員数の不足している施設は社会福祉施設、基盤施設が多いという傾向がある。

さらに、具体的に踏み込んで原因を探ってみた。設問 11は「職員数が足りない理由について」を聞いてみた。「経営難による財政不足」21.1%、「指定管理料引き下げなどによる財政不足」17.2%、「職員を応募してもこない」12.5%、「業務に見合った職員定数になっていない」20.3%、「その他」8.6%である。この結果では、経営難、指定管理料の不足が総計で 39.3%と上っている。地方自治体の財政難が直接影響を与えていることわかる。

制度導入のねらいは、住民サービスの向上と効率的な管理運営である。しかし、総務省は「コストカットの道具となっていないか」と問題提起し、今日に至っている。導入の目標は達成されているのか。この点に大きな問題を生じている。

3. 調査結果からの課題の提起

公の施設管理は建物等の維持だけではなく、住民の権利保障を行うものでなければならない。現行の指定管理者制度はさまざまな点においてそれを保証するものとなっていないが、調査結果を踏まえて「住民福祉の増進」という観点で、以下の課題提起を行う。

1) 適正な評価システムの確立

本調査から見出した実態は、入札時の選定基準で管理料削減だけ関心が集中する。しかも、指定管理料は、運営費の据え置きや毎年削減されている。つまり、選考基準は入札時に指定管理料の価格で決定している傾向がある。競争入札制度では、管理費節減の価格競争を数量的な選定基準で判断しており、本来の利用者サービス向上、地域住民福祉の向上や持続的な発展という質的な基準に重きを置いていない。その結果が指定管理者制度に歪みを生じていると考えられる。物価上昇、経費削減、事業内容の提案内容、地域経済への雇用に貢献等での総合評価方式を設けるべきだろう。

2) 指定管理の継続性の確保

今回の調査で明らかになったことは、委託された事業所が2期目～3期目に達していることだ。回答した事業所の3分の2の施設では、施設の入札で継続して応募し、委託契約を締結している。規参入事業所は、十分に知識や経験、ノウハウを蓄積したと推測される。指定管理期間が5年と延長化する傾向が見受けられた。10年以上の契約を締結する施設が複数見受けられた。指定管理者制度導入期の調査では、指定期間3年が大半であった。継続性の重視、指定期間延長の改善が見受けられる。一方、事業継続の困難な側面が目立ってきた。指定管理料の定額化、削減職員数の不足、非正規化の進展である。また、次期の指定管理者に指定されなかった場合は、非正規職員は解雇とする回答が多い。施設運営のノウハウが継承されない事態を生じることが考えられる。

3) 労働条件の適正化

このような経営の状況下、最も影響を受けていることが労働条件である。公の施設が住民の権利保障を行う施設であるならば、それにふさわしい専門性を有するサービスが必要となる。今回のアンケート結果からは、以下の改善を提起する。

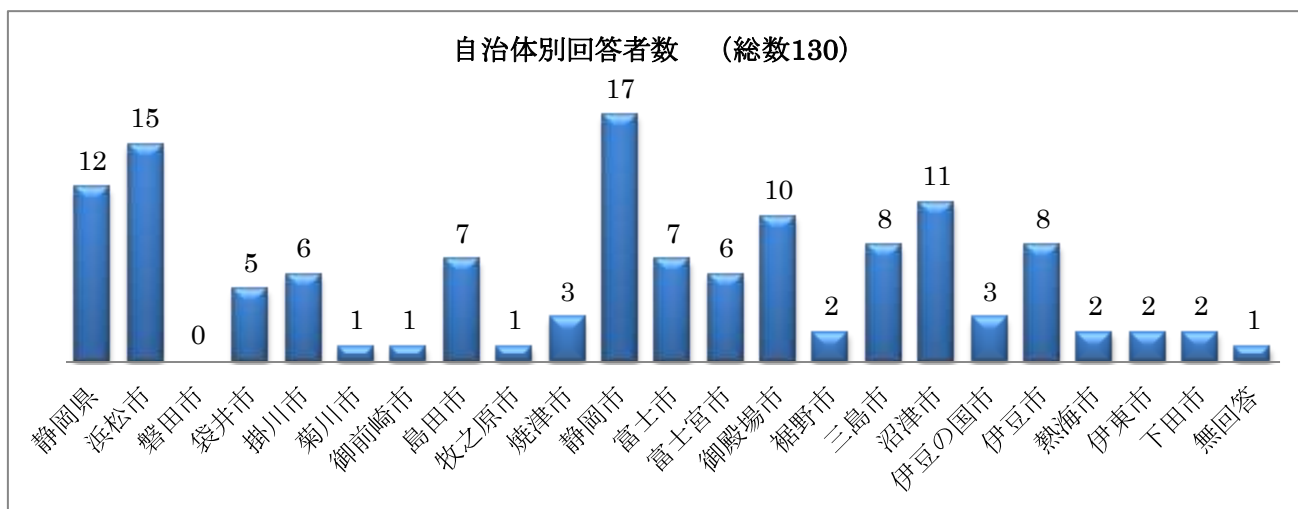
雇用保障、給与、雇用形態の改善である。雇用保障は、事業者が指定管理者制度期間ならば雇用契約を維持するが、指定から外された場合に非正規者職員が解雇されるとする回答が多い。これでは住民サービスやマネジメント能力の維持、蓄積ができないのでない。もう一つ、職員自身が厳しい労働条件で勤務しているならば、自らの給与、社会保障に満足して労働していないのに、住民に満足が出来る十分なサービスを提供出来るだろうか。

労働条件は、指定管理料が長年据え置き、あるいは削減されており、5年間と短期期間であるために、劣悪な状態である。指定管理者制度の導入期では、当初懸念されていたことであった。それは、利益を上げようとするならば、給与、福利厚生の切り下げ、施設のサービス運営費の減額があるからだろう。

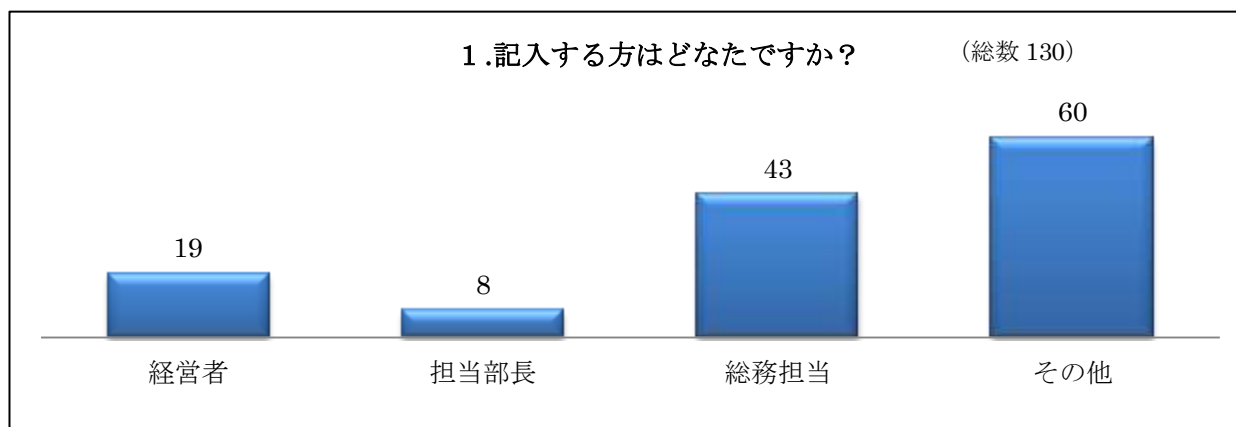
この労働条件では、施設の職員に心に余裕が無いために、適切な運営、サービス提供が困難であること。有期雇用、非正規化が押し進められれば、施設運営の継続性が難しいと考えられる。

＜指定管理者制度・事業主アンケート結果＞

(1) 130 事業主がアンケートに回答、回答率 37.5%



2015 年 8 月、指定管理者制度によって公の施設を管理運営している県内 347 事業主へ「事業主アンケート」を配布し（自治体ホームページに掲載されている名簿を使用）、130 の事業主から回答が寄せられた。アンケートの回答率は 37.5%。



アンケートの記入者は、「経営者」19 人 (14.6%)、「担当部長」8 人 (6.2%)、「総務担当」43 人 (33.1%)、「その他」60 人 (46.2%)。

規模の大きい団体は、指定管理者制度担当者が記入し、規模の小さい団体は、社長、団体の長が記入。また、公民館や集会所等の施設は、自治会長や町内会長などが記入されています。

【「アンケート記入者」その他の内容】

自治会長	当施設支配人	担当課長
理事長	副総括責任者	事務局長
寮長	所長庶務課長	本社エリア担当
区長	運営支援担当	温泉運営協議会会長
連合区長	会館管理担当	センター長
連合自治会長	観光協会	自治会連合会代表
前自治会長	館長	常勤役員
町内会長	企画担当	
町内会役員	経理	
施設長	支援課長	
法人部長	担当責任者	
担当本部職員	担当主管	

(2) 指定管理者制度による株式会社への指定は 2 割に留まる

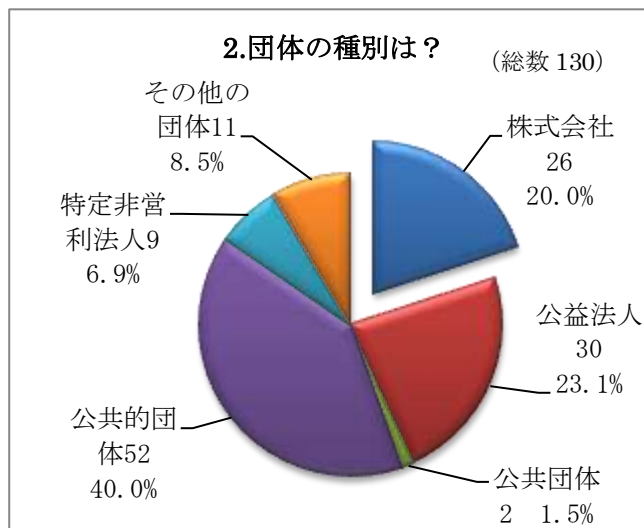
指定管理者制度で委任された団体は、多い順で「公共的団体」52 団体（40.0%）、「公益法人」30 団体（23.1%）、「株式会社」26 団体（20.0%）、「その他の団体」11 団体（8.5%）、「特定非営利法人」9 団体（6.9%）、「公共団体」2 団体（1.5%）となっている。

国の指定管理者制度導入の目的は、民間事業者のノウハウを活用で、市民サービス向上や管理運営の効率化を図ることだった。しかし、民間株式会社への委任は、県内では 2 割に留まり、民間に全てを任せられる施設は少ないという実態が表れている。

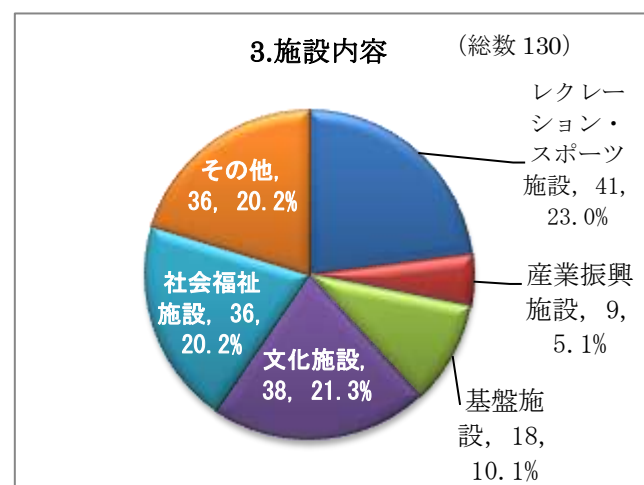
静岡県は、制度導入からこの間、2009 年、県草薙総合運動体育館のバスケットゴール下降による死亡事故、2010 年、浜名湖「三ヶ日青年の家」のボート転覆による死亡事故など、公の施設の管理運営を委任することによる弊害が、あつてはならない事故として表れた。二度とこのような事故が起きないように、指定管理者制度の委任のあり方が強く求められる。

公の施設内容は、多い順で「レクリエーション・スポーツ施設」41 施設（23.0%）、「文化施設」38 施設（21.3%）、「社会福祉施設」36 施設（20.2%）、「その他」36 施設（20.2%）、「基盤施設」18 施設（10.1%）、「産業振興施設」9 施設（5.1%）となっている。

「レクリエーション・スポーツ施設」「基盤施設」は株式会社への委任が多く、「文化施設」「社会福祉施設」「その他」の施設は、公益法人、公共的団体への委任が多い。



- ① 株式会社（特例有限会社含む）
- ② 特例民法法人（公益法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
- ③ 公共団体（地方公共団体、土地改良区等）
- ④ 公共的団体（農業共同組合、社会福祉法人、自治会、町内会等）
- ④ 公共的団体（農業共同組合、社会福祉法人）
- ⑤ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑥ その他の団体（学校法人、医療法人、共同企業体等）



- ① レクリエーション・スポーツ施設（競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、宿泊休養施設等）
- ② 産業振興施設（情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等）
- ③ 基盤施設（駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等）
- ④ 文化施設（県・市民会館、文化会館、図書館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等）
- ⑤ 社会福祉施設（病院、老人福祉センター等）
- ⑥ その他

(3) 施設の「職員が足りない」4割、職員数は非正規が正規を上回る

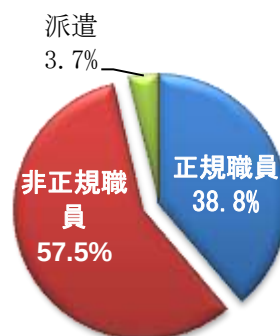
各施設の職員数は、全体で3,297人、そのうち正規職員は1,279人、非正規職員は1,897人、派遣職員は121人、非正規職員が正規職員を上回っている。

職員定数の決定については、「事業主が必要に応じて決定する」98施設(71.5%)、「自治体が受託事業内容を鑑みて決定する」14施設(10.8%)、「その他」17施設(13.1%)で、独自に定数を決めている事業主が多い。

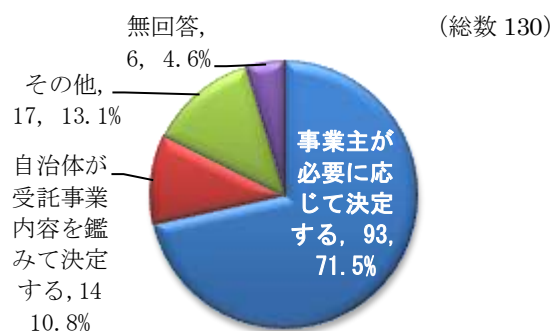
「職員数は足りていますか」の問いに、「足りている」51施設(39.2%)、「足りている施設が多い」16施設(12.3%)、これらを合わせて51.5%。一方、「足りていない」43施設(33.1%)、「足りていない施設が多い」9施設(6.9%)、これらを合わせて40.0%となっている。

「職員数は足りていますか」を施設内容別に見ると、「足りていない」は「社会福祉施設」「基盤施設」が最も多く、足りない理由は、「経営難などによる財政不足」27施設、「業務に見合った職員定数になっていない」27施設、「指定管理料引き下げなどによる財政不足」23施設、「職員を応募してもこない」16施設、「その他」12施設となっている。

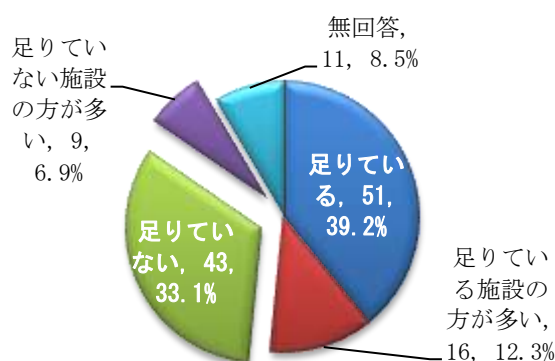
雇用形態別職員数 (総数 130)



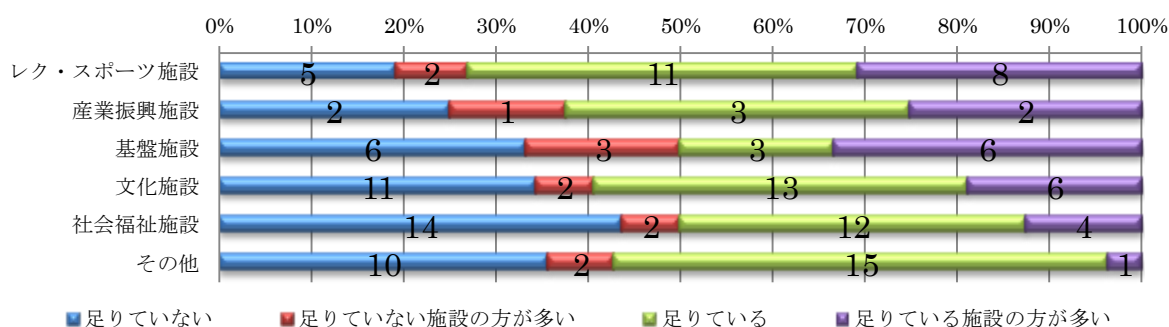
9.職員定数はどのように決まりますか？ (総数 130)



10.職員数は足りていますか (総数 130)



10.職員数は足りていますか



(4) 指定管理期間 2 年、3 年原則から 5 年、10 年へ長期化

指定管理期間は、「5 年」120 施設が最も多く、次いで「3 年」21 施設、「10 年以上」16 施設となっている。

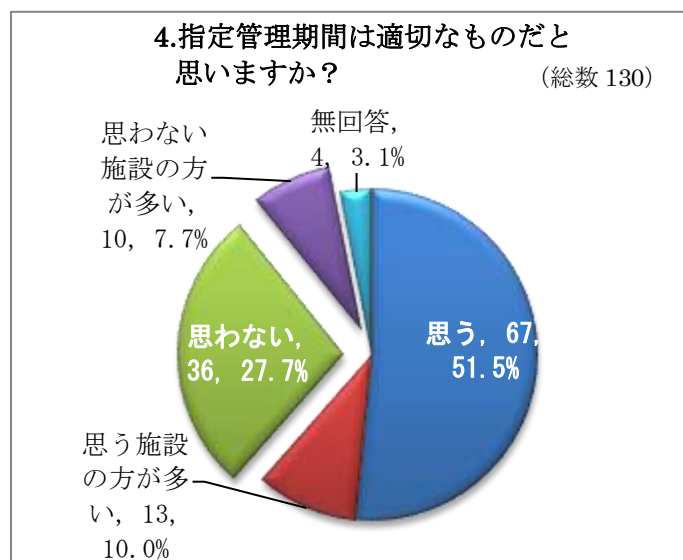
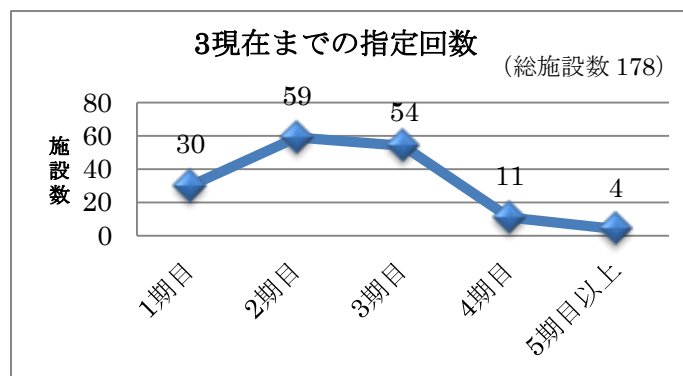
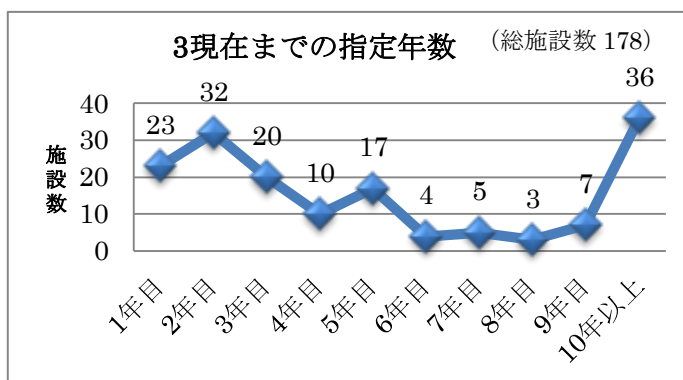
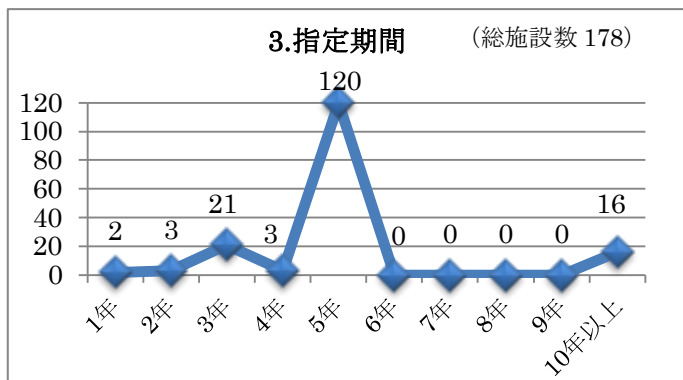
施設を委任されてから現在までの年数については、「10 年目以上」36 施設が最も多く、次いで「2 年目」32 施設、「1 年目」23 施設となっている。

委任された回数については、「2 期目」59 施設が最も多く、次いで「3 期目」54 施設、「1 期目」30 施設となっている。

指定管理者制度が導入されてから、2 期、3 期と継続して委任され、現在では 5 年以上施設を管理運営している事業主が多い。制度が施行され、当初は原則 2 年、3 年だった指定管理期間は、現在 5 年以上と長期化している傾向がうかがえる。

「指定管理期間は適切なものだと思いますか」の問いに、「思う」67 施設と「思う施設の方が多い」13 施設を合わせると 61.5%、「思わない」36 施設 27.7%と「思わない施設の方が多い」10 施設を合わせると 35.4%となっている。

指定管理者制度に対する意見（自由記載）を見ると、「全体的に指定管理期間が短期であり、職員採用等、長期的視点での計画が立て難い」（株式会社）、「5 年のスパンでは、事業計画が立て難い」（公共的団体）等の意見があり、指定管理期間が適切だと思わない施設が多い。



(5) 公募の選定基準「経費節減第一でなく、経験や実績を加味してほしい」

指定管理者制度の選定については、「公募」106施設、「非公募」64施設となっている。

問8「指定管理料についてどう思いますか？」の問いは、「選定基準に経費節減、人件費削減が第一とされること」72施設が最も多く、自由記載でも「指定管理期間毎に法人存続の危機となり、また人材も安定的に雇用できず、組織として正常に活動できてない」（公益法人）等から、経費削減による厳しい実態が見える。

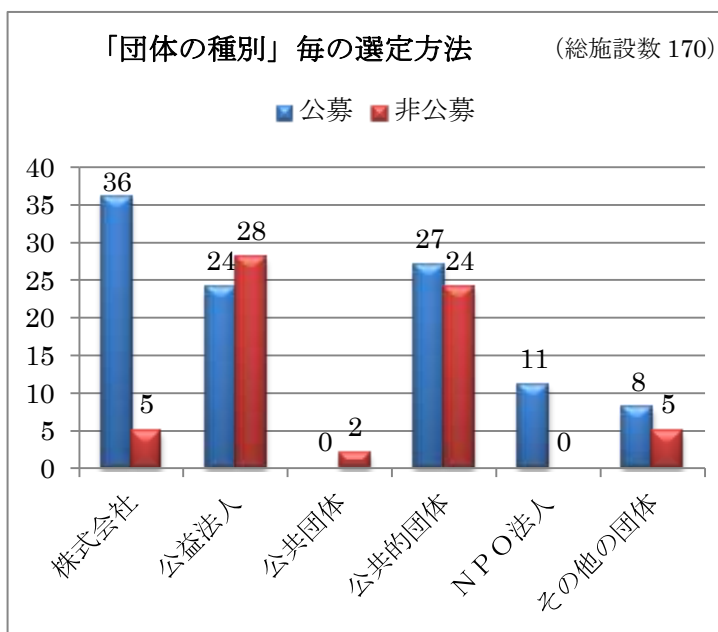
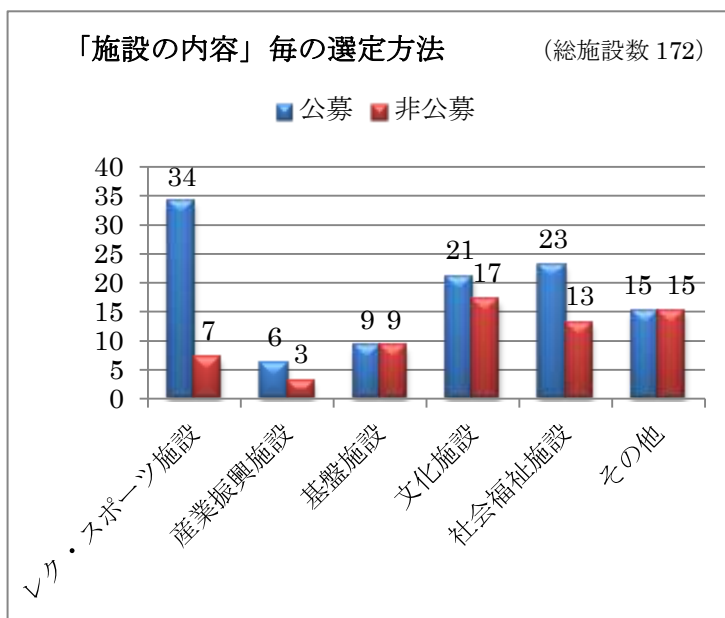
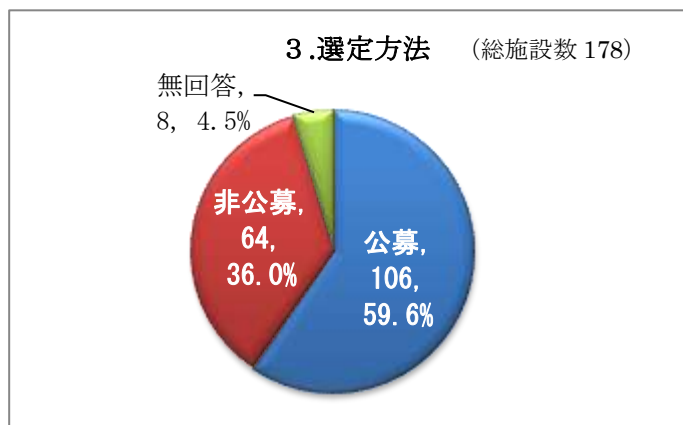
自治体は、いたずらに事業主どおしの競争を煽るのではなく、その団体の専門性や技能、前期の実績や経験を評価点に加えたり、地元業者を重視するなど、総合的な評価をしていく必要がある。

また、施設の公共性や専門性から、継続が必要な施設については、非公募にしていく必要がある。

「施設の内容」毎に選定方法を見ると、「公募」が最も多いのは「レクリエーション・スポーツ施設」34施設。

「非公募」で最も多いのは「文化施設」17施設である。

「団体の種別」毎に選定方法を見ると、「公募」で最も多いのは「株式会社」36施設。「非公募」が「公益法人」28施設となっている。なお、NPO法人は、全て公募による選定となっている。



(6) 施設で事故が起きた場合の責任基準、14 施設で「基準なし」

事故が起きた場合の責任の所在については、自治体の責任基準が明記されている施設は 49 で、指定管理者の責任基準が明記されている施設は 59 となっている。

内容は、「第三者への損害賠償の基本協定書を自治体と結ぶ」や、「仕様書、リスク分担表、事故があった場合に双方の協議によって決まる」等がある。なお、自治体が全て責任を負うは 3 施設あり、指定管理者が全て責任を負うは 26 施設あった。指定管理者が全て責任を負う場合は、独自に「損害賠償責任保険」に加入しているケースが多い。

一方、「基準がない」と回答したのは 14 施設あり、安全対策も含めた統一の基準が求められる。

基準あり				基準なし
自治体の責めに帰す場合	指定管理者の責めに帰す場合	全て自治体の責任	全て指定管理者の責任	
故意又は過失があった場合	施設でイベント等に参加して事故にあった場合	基本は自治体負担。これまで指定管理者が賠償責任を負ったことはない	当施設が加入している保険の範囲	特に取り決めはできていない
自治体対応の修繕の遅れによる事故	保守点検の未実施、法例仕様書違反により生じた事故	自治体が全部	指定管理責任保険、昇降機賠償責任保険に加入	規定があるかどうか分からない。自治体と指定管理者で話しあうのではない
責めに帰すべき事由があるとき	責めに帰すべき事由があるとき	全て自治体	自治活動保険等の運用	明確な基準はなく具体例もない
イベントの際、ベビーベッドにいた赤ちゃんを起こそうと強いたら、ベッドの柵が倒れて指を挟んだかして骨折してしまった（一週間程度で完治）	指定管理者に帰すべき事由による損害（樹木の枝折れ落下による車両による物損、協議の上指定管理者の負担となる		施設賠償責任保険及び第三者賠償保険に加入する事が義務付けられており施設運営上の大部分の責任を負う	基準または具体的なケーススタディは厳密にされていない。建物及び管理運営を指定管理者が行うため第一の責任は指定管理者にあると理解している。建物の耐震上の問題から地震発生時に蛍光灯が破壊し施設内で怪我をした時、市にも責任の一端があると考え
市の瑕疵により発生した損害（例えば市が指定管理の範囲外とされる大規模修繕を行わないことにより、損害が発生又は拡大した場合など）	施設の老朽化にともなう事故（指定管理者より改善提案なかった場合）		基本的には、行政とかわしている協定書に応じて、法人負担で保険に加入おり自治体が負担する分はありません	基準がない
個別事例により双方の協議にて決定				
リスク分配表により対応する				
責任範囲の分担表による「自治体の責」「指定管理者の責」に分かれている				

(7) 財源不足で、職員の労働条件は低賃金・不安定雇用

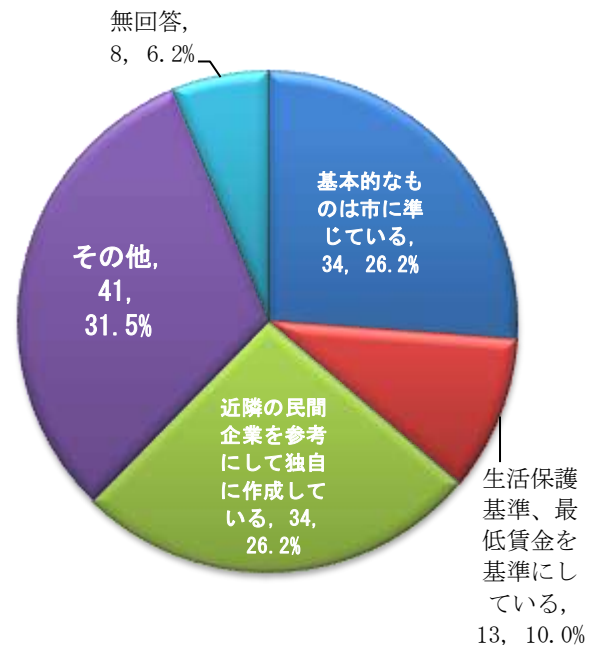
職員の賃金・労働条件の基準については、「基本的なものは市に準じている」34 施設、「近隣の民間企業を参考にして独自に作成している」34 施設、「生活保護基準、最低賃金を基準にしている」13 施設、「その他」41 施設となっており、県内で定まった基準がないことが分かる。このことは、公募時によるコスト削減とあいまって、職員の低賃金を招く要因となっている可能性がある。

問6「施設を管理運営するにあたって、足りないと感じている支出科目」については、「修繕費」82 施設で最も多く、次いで「人件費」74 施設となっており、労働者の賃金を低く抑えざるを得ない実態がうかがえる。

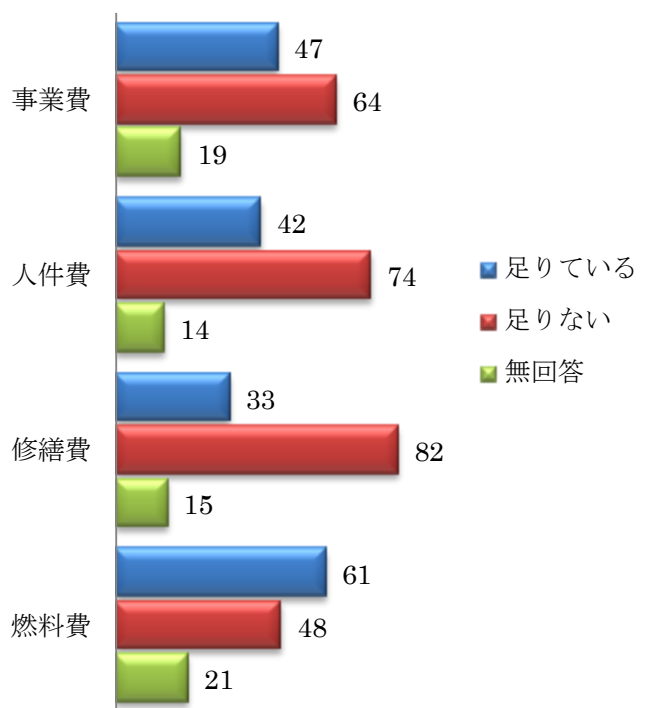
自由記載を見ると、「指定管理料が期毎に減らされ、職員の賃上げができません」（特殊非営利法人）、「雇用期間や給料などの面で若い人を雇用して育成することが困難」（公益法人）、「指定管理料は更新時に削減されるため、職員の定期昇給や処遇改善が大変難しい」（公益法人）など厳しい実態がうかがえる。職員が生活しているだけの賃金、業務に見合った処遇が確立されていないことが分かる。

指定管理者制度における公の施設の公共性、サービスの質の向上には、労働者が安心して働ける賃金・労働条件が不可欠。そのためにも、「賃金の下限設定」、「専門職の賃金設定」など制度改善が求められる。

12.職員の賃金・労働条件はどのように決めていますか？ (総数 130)



6.足りないと感じている支出科目、補助金 (総数 130)



(8) 次期契約が取れなかった場合の雇用、非正規職員は5割が解雇

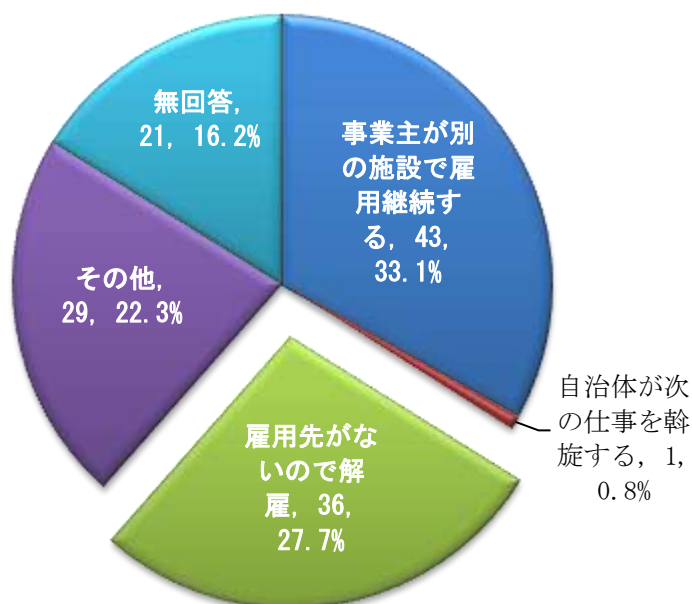
次の契約が取れなかった場合の職員の雇用については、正規職員の場合「事業主が別の施設で雇用継続する」43施設（33.1%）、「雇用先がないので解雇」36施設（27.7%）、「その他」29施設（22.3%）、「自治体が次の仕事を斡旋する」1施設（0.8%）と、3割弱の施設で雇用先ないとしている。

非正規職員は、「雇用先がないので解雇」65施設（50.0%）、「その他」31施設（23.8%）、「事業主が別の施設で雇用継続する」16施設（12.3%）、「自治体が次の仕事を斡旋する」4施設（3.1%）と、5割の施設で雇用が保障されていない。

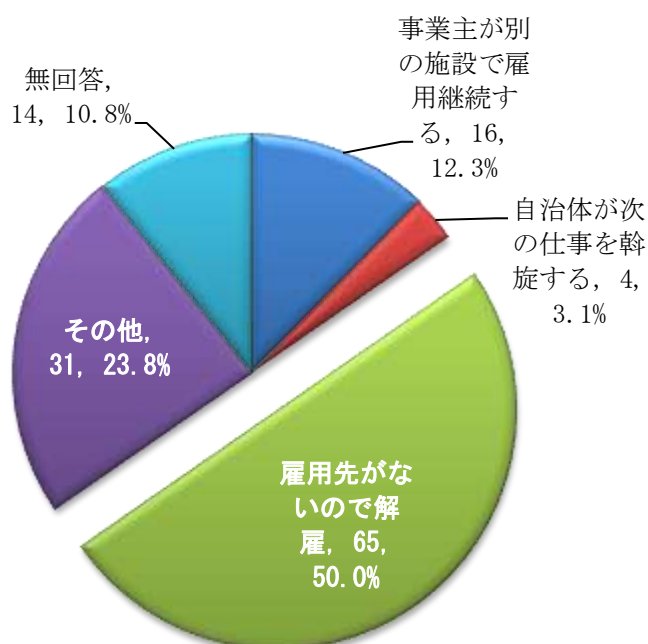
指定管理者制度による施設の設置目的にあった住民サービス向上を図っていくには、そこで働く職員の継続性、安定性が不可欠。特に福祉や医療など専門的な業務を担う施設では、職員が3年、5年で変わるようでは、サービスの質を維持・向上していくことは困難。

指定管理期間の長期化、「雇用継承の義務化」などが求められている。

13 a 次期の契約が取れなかった場合の正規職員の雇用について (総数 130)



13 b 次期の契約が取れなかった場合の非正規職員の雇用について (総数 130)



(9) 指定管理料は「適切な金額でない」が6割以上

指定管理料について「適切な金額だと思いますか」の問いに「思わない」66施設(50.8%)が最も多く、「思わない施設の方が多い」16施設(12.3%)と合わせると6割以上にも及ぶ。

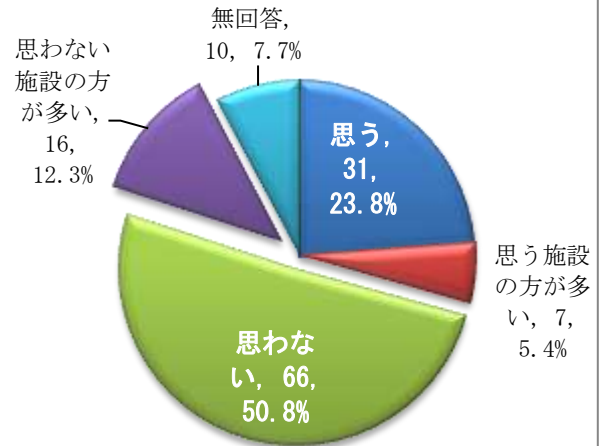
問6「施設の管理運営を行うにあたって、足りないと感じている支出科目」では、「事業費」、「人件費」、「修繕費」、「燃料費」のいずれも「足りない」が「足りている」を上回り、財政がひっ迫していることが分かる。

指定管理料に関する自由記載では、「指定管理料は、指定管理期間中は一定であり、不足費目について補助金は出ない」(公益法人)、「指定管理において貸館等で収益があがった場合、指定管理者の自助努力が多いところであるが、現行では指定管理料が減らされる」(公共的団体)、「指定管理料が定員数から在籍数に応じた金額に変更となり、経営的にも大変厳しい」(公共的団体)、「指定管理料は期毎に少しずつ下がっています。元々低い積算で、働きたい人が少ないうえ、職員の賃上げは全くできません。せっかく育てた職員が生活していけないのでやめたいと言いつつ困っています。」(公共的団体)など、厳しい実態がうかがえる。

指定管理料についての問いでは、「施設の修繕・補修は自治体負担としてほしい」78施設、「職員の定期昇給や処遇改善が難しい」72施設、「次期の選定時には今期の実績を加味してほしい」72施設、「選定基準では経費削減を第一としないしてほしい」62施設と、いずれの項目にも多くの事業主が問題意識を持っており、自治体財政も含めた指定管理料の抜本的改善が求められる。

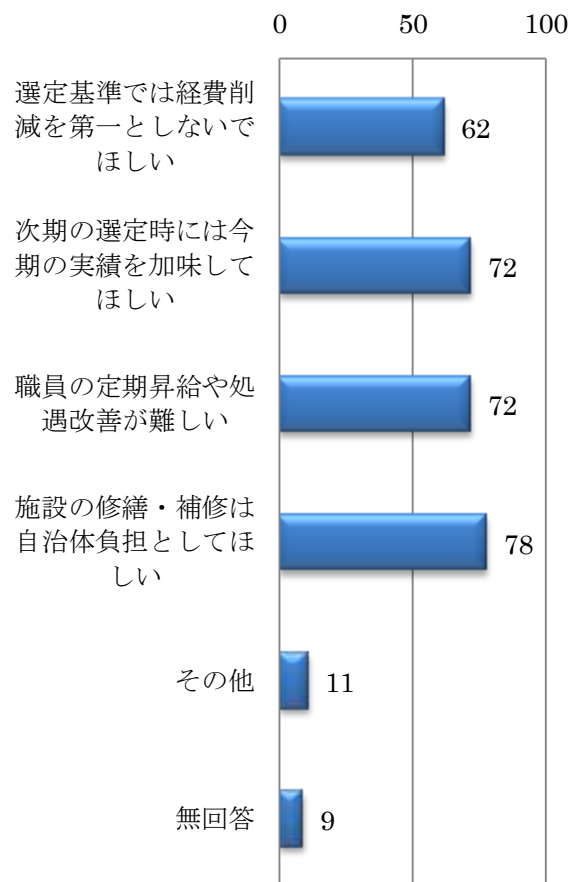
7.指定管理料は適切な金額だと思いますか？

(総数 130)



8.指定管理料についてどう思いますか？〔複数回答可〕

(総回答数 304)



(10) 指定管理者制度のメリットは「柔軟な運営」

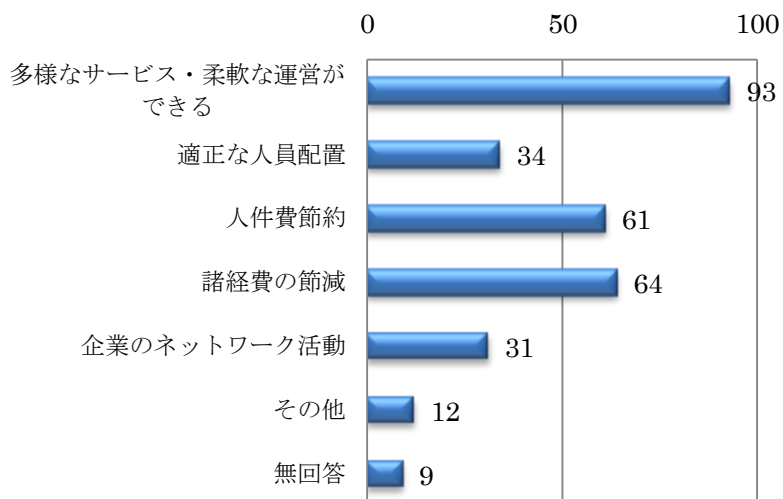
デメリットは「選定での経費節減、人件費削減」

指定管理者制度が「市の直営と異なって優れている点」については、「多様なサービス・柔軟な運営ができる」93 施設、「諸経費の節減」64 施設、「人件費節約」61 施設、「適正な人員配置」34 施設、「企業のネットワーク活動」31 施設、「その他」12 施設の順となっている。

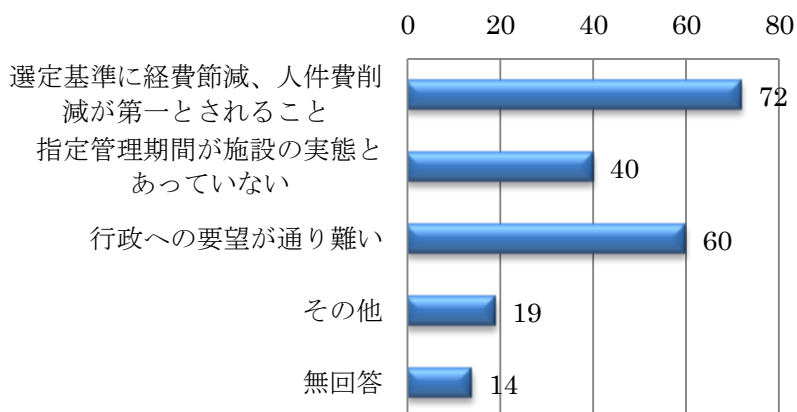
指定管理者制度で問題だと思う点については、「選定基準に経費節減、人件費削減が第一とされること」72 施設、「行政への要望が通り難い」60 施設、「指定管理期間が施設の実態とあっていない」40 施設、「その他」19 施設の順となっている。

指定管理者制度のメリットは、「多様なサービス・柔軟な運営ができる」が多いが、デメリットは、「選定基準に経費節減、人件費削減が第一とされること」から、住民サービス向上の目的が十分にいかされていないことが分かる。

16.市の直営と異なって優れている点は？〔複数回答可〕 (総回答数 304)



17.指定管理者制度で問題だと思う点は？〔複数回答可〕 (総回答数 304)



「指定管理者制度・事業主アンケート」結果全体を通して

指定管理者制度は、導入から現在まで、「公募基準によるコストカット」、「指定管理料の削減」などに偏り、施設では「人件費削減」、「賃金・労働条件の低下」、「公共サービスの質の低下」などを招き、負のスパイラルへ陥っていることが危惧される。

このアンケート結果をきっかけに、制度の問題点を洗い出し、改善点を具体化し、適正な指定管理者制度を自治体へ求めていく必要がある。研究会では、これから実施する労働者アンケートとともに引き続き取り組みを進めていく必要がある。

適正な指定管理者制度を考える研究会「指定管理者制度・事業主アンケート」(2015・8)

日頃より、公務公共サービスの向上に務めている指定管理者制度の施設の皆様に敬意を表します。

私たちは「適正な指定管理者制度を考える研究会」で、大学教職員、自治体の労働組合などで構成されています。現在の指定管理者制度の選定基準、指定期間など、事業主の立場からの実態を調査し、それを参考に適正な指定管理制度の提言を作成していきたいと考えています。

お忙しいところ大変恐縮ですが、下記のアンケートへのご協力をお願いします。

1. 記入する方は、どなたですか。当てはまる番号を右の口へ記入してください。

① 経営者 ② 担当部長 ③ 総務担当 ④ その他 ()

1

2. 団体の種別は下記の内どれですか。当てはまる番号を右の口へ記入してください。

① 株式会社 (特例有限会社含む) ② 特例民法法人 (公益法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
③ 公共団体 (地方公共団体、土地改良区等) ④ 公共的団体 (農業共同組合、社会福祉法人、自治会、町内会等)
⑤ 特定非営利活動法人 (NPO法人) ⑥ 1～5以外の団体 (学校法人、医療法人、共同企業体等)

2

3. 指定管理者制度で受託している施設の内容、施設数、指定期間、職員数などを教えてください。

施設内容 (下記の施設内容から 当てはまる番号を記入)	施設数 (受託施設 数を記入)	職員数	指定期間 (年数を記入)	現在までの 指定期間	募集 (○を付ける)	前期・前年と比べた指定管理 料・委託料について (当てはまるものに○を付ける)
		正規____人 非正規____人 派遣____人		____期目 ____年日	公募 非公募	増えた 変わらない 減った
		正規____人 非正規____人 派遣____人		____期目 ____年日	公募 非公募	増えた 変わらない 減った
		正規____人 非正規____人 派遣____人		____期目 ____年日	公募 非公募	増えた 変わらない 減った
		正規____人 非正規____人 派遣____人		____期目 ____年日	公募 非公募	増えた 変わらない 減った
		正規____人 非正規____人 派遣____人		____期目 ____年日	公募 非公募	増えた 変わらない 減った

<施設内容>

- ① レクリエーション・スポーツ施設 (競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、宿泊休養施設等)
② 産業振興施設 (情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等)
③ 基盤施設 (駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場等)
④ 文化施設 (県・市民会館、文化会館、図書館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等)
⑤ 社会福祉施設 (病院、老人福祉センター等)
⑥ その他

4. 指定管理期間は適切なものだと思いますか。当てはまる番号を右の口へ記入してください。

① 思う ② 思う施設の方が多い ③ 思わない ④ 思わない施設の方が多い

4

5. 指定管理期間は、何年が適切だと思いますか。下記へ記入してください。(施設名は上記の<施設内容>から番号を記入してください。例: ⑤ 施設は 10 年)

____施設は ____年 ____施設は ____年 ____施設は ____年 ____施設は ____年 ____施設は ____年

6. 施設の管理運営を行うにあたって、足りないと感じている支出科目、補助金について教えてください。

支出科目	足りているか、足りないか (当てはまるものに○を付ける)	足りない費目に自治体から補助金が出ているか (当てはまるものに○を付ける)
①事業費	足りている 足りない	出ている 出していない
②人件費	足りている 足りない	出ている 出していない
③修繕費	足りている 足りない	出ている 出していない
④燃料費	足りている 足りない	出ている 出していない
⑤その他 ()	足りている 足りない	出ている 出っていない

7. 現在の指定管理料（委託料も含めて）は、適切な金額だと思いますか。当てはまる番号を右の□へ記入してください。

① 思う ② 思う施設の方が多い ③ 思わない ④ 思わない施設の方が多い

2

8. 指定管理料（委託料も含めて）について、当てはまる番号を右の口へ記入してください。（複数回答可）

- ① 選定基準では経費削減を第一としないほしい ② 次期の選定時には今期の実績を加味してほしい
③ 職員の定期昇給や処遇改善が難しい ④ 施設の修繕・補修は自治体負担としてほしい
⑤ その他()

3

9. 職員定数は、どのように決まりますか。当てはまる番号を右の□へ記入してください。

- ① 事業者が必要に応じて決定する ② 自治体が受託事業内容を鑑みて決定する
③ その他()

10. 職員数は、足りていますか。当てはまる番号を右の口へ記入してください。

- ① 足りている ② 足りている施設の方が多い ③ 足りていない ④ 足りていない施設の方が多い

10

11. 職員数が足りない理由について、当てはまる番号を右の□へ記入してください。(複数回答可)

- ① 経営難などによる財政不足 ② 指定管理料引き下げなどによる財政不足
③ 職員を応募してもこない ④ 業務に見合った職員定数になっていない
⑤ その他 ()

11

12. 職員の賃金・労働条件はどのように決めていますか？当てはまる番号を右の口へ記入してください。

当てはまる項目に○をつけてください。

- ① 基本的なものは市職員に準じている
② 生活保護基準や最低賃金を基準にしている
③ 事業主が近隣の民間企業を参考にしながら独自に作成している
④ その他（ ）

12

13. 次期の契約が取れなかった場合の雇用について、当てはまる番号を右の口へ記入してください。

【a 正規職員の場合】

- ① 事業主が別の施設で雇用継続する ② 自治体が次の仕事を斡旋する
③ 雇用先がないので解雇 ④ その他（ ）

13a

【b 非常勤、臨時、パート、派遣等の場合】

- ① 事業主が別の施設で雇用継続する ② 自治体が次の仕事を斡旋する
③ 契約期間満了 ④ その他（ ）

13b

14. 受託している施設の内、下請けに出している施設はありますか。当てはまる番号を右の口へ記入してください。

- ① ある ② ない ③ その他 ()

14

15. 施設内の事故により第三者へ損害を与えた場合、自治体が賠償責任を負う場合と指定管理者が賠償責任を負う場合の基準または具体的ケースを教えてください。

- ② 指定管理者 ()

16. 市直営と異なって優れている点は何だと思いますか。当てはまる番号を右の□へ記入してください。(複数回答可)

- ① 多様なサービス・柔軟な運営ができる ② 適正な人員配置 ③ 人件費節約 ④ 諸経費の節減
⑤ 企業のネットワーク活動 ⑥ その他（ ）

10

17. 指定管理者制度で問題だと思える点は何だと思いますか。当てはまる番号を右の口へ記入してください。(複数回答可)

- ① 選定基準に経費節減、人件費削減が第一とされる
② 指定管理期間が施設の実態とあっていない
③ 行政への要望が通り難い
④ その他（ ）

12

18. その他、指定管理制度についてご意見があれば記入してください。

--	--

ご協力ありがとうございました。

アンケート集計結果データ

地方公共団体

浜松市	15
磐田市	0
袋井市	5
掛川市	6
菊川市	1
御前崎市	1
島田市	7
牧之原市	1
焼津市	3
静岡市	17
富士市	7
富士宮市	6
御殿場市	10
裾野市	2
三島市	8
沼津市	11
伊豆の国市	3
伊豆市	8
熱海市	2
伊東市	2
下田市	2
静岡県	12
無回答	1
[人数]	130

1.記入する方はどなたですか？

経営者	19	14.6%
担当部長	8	6.2%
総務担当	43	33.1%
その他	60	46.2%
無回答	0	0.0%
[人数]	130	100%

2.団体の種別は？

株式会社	26	20.0%
公益法人	30	23.1%
公共団体	2	1.5%
公共的団体	52	40.0%
NPO法人	9	6.9%
その他の団体	11	8.5%
無回答	0	0.0%
[人数]	130	100%

3.施設内容

レクリエーション・スポーツ施設	41	23.0%
産業振興施設	9	5.1%
基盤施設	18	10.1%
文化施設	38	21.3%
社会福祉施設	36	20.2%
その他	36	20.2%
無回答	2	1.1%
[人数]	178	101%

3 施設数

管理している 施設数	回答 者数
1 施設	120
2 施設	14
3 施設	13
4 施設	3
5 施設	1
6 施設	2
7 施設	0
8 施設	2
9 施設	3
10 施設	1
11 施設	3
12 施設	1
13 施設	3
14 施設	1
18 施設	1
21 施設	1
50 施設以上	1
100 施設以上	1
無回答	7
[人数]	178

3 職員数(正規)

3 職員数(非正規)

3 職員数(派遣)

職員数	回答 者数	職員 数計	職員数	回答 者数	職員 数計	職員数	回答 者数	職員 数計
1 人	15	15	1 人	14	14	1 人	5	5
2 人	17	34	2 人	12	24	2 人	3	6
3 人	21	63	3 人	8	24	3 人	3	9
4 人	7	28	4 人	10	40	4 人	4	16
5 人	10	50	5 人	4	20	5 人	2	10
6 人	10	60	6 人	6	36	6 人	1	6
7 人	3	21	7 人	10	70	7 人	1	7
8 人	6	48	8 人	12	96	8 人	0	0
9 人	6	54	9 人	7	63	9 人	0	0
10 人	4	40	10 人	4	40	10 人	0	0
11 人	8	88	11 人	4	44	11 人	0	0
12 人	2	24	12 人	1	12	12 人	1	12
13 人	3	39	13 人	1	13	13 人	1	13
14 人	1	14	14 人	1	14	14 人	0	0
15 人	1	15	15 人	5	75	15 人	0	0
16 人	0	0	16 人	1	16	16 人	0	0
17 人	2	34	17 人	0	0	17 人	0	0
18 人	1	18	18 人	0	0	18 人	0	0
19 人	0	0	19 人	4	76	19 人	0	0
20 人	2	40	20 人	3	60	20 人	0	0
21 人	0	0	21 人	0	0	21 人	0	0
22 人	1	22	22 人	0	0	22 人	0	0
23 人	0	0	23 人	0	0	23 人	0	0
24 人	0	0	24 人	0	0	24 人	0	0
25 人	3	75	25 人	7	175	25 人	0	0
27 人	1	27	27 人	0	0	27 人	0	0
28 人	1	28	28 人	0	0	28 人	0	0
29 人	1	29	29 人	2	58	29 人	0	0
30 人	1	30	30 人	0	0	30 人	0	0
32 人	0	0	32 人	1	32	32 人	0	0
33 人	1	33	33 人	0	0	33 人	0	0
35 人	0	0	35 人	1	35	35 人	0	0
36 人	0	0	36 人	1	36	36 人	0	0
37 人	0	0	37 人	0	0	37 人	1	37
40 人	0	0	40 人	1	40	40 人	0	0
41 人	0	0	41 人	1	41	41 人	0	0
43 人	0	0	43 人	1	43	43 人	0	0
50 人以上	1	50	50 人以上	4	200	50 人以上	0	0
100 人以上	3	300	100 人以上	5	500	100 人以上	0	0
無回答	46		無回答	47		無回答	156	
[人数]	178	1, 279	[人数]	178	1, 897	[人数]	178	121

3 指定期間

1 年	2	1.1%
2 年	3	1.7%
3 年	21	11.8%
4 年	3	1.7%
5 年	120	67.4%
6 年	0	0.0%
7 年	0	0.0%
8 年	0	0.0%
9 年	0	0.0%
10 年以上	16	9.0%
無回答	13	7.3%
[人数]	178	100%

3 募集

公募	106	59.6%
非公募	64	36.0%
無回答	8	4.5%
[人数]	178	100%

3 前期・前年と比べた指定管理料・委託料について

増えた	30	16.9%
変わらない	79	44.4%
減った	55	30.9%
無回答	14	7.9%
[人数]	178	100%

4.指定管理期間は適切なものだと思いますか？

思う	67	51.5%
思う施設の方が多い	13	10.0%
思わない	36	27.7%
思わない施設の方が多い	10	7.7%
無回答	4	3.1%
[人数]	130	100%

3 現在までの指定期間(何期目)

1 期目	30	16.9%
2 期目	59	33.1%
3 期目	54	30.3%
4 期目	11	6.2%
5 期目以上	4	2.2%
無回答	20	11.2%
[人数]	178	100%

3 現在までの指定期間(何年目)

1 年目	23	12.9%
2 年目	32	18.0%
3 年目	20	11.2%
4 年目	10	5.6%
5 年目	17	9.6%
6 年目	4	2.2%
7 年目	5	2.8%
8 年目	3	1.7%
9 年目	7	3.9%
10 年以上	36	20.2%
無回答	21	11.8%
[人数]	178	100%

5. レクリエーション施設の指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

1 年	0	0.0%
2 年	1	0.8%
3 年	3	2.3%
4 年	0	0.0%
5 年	22	16.9%
6 年	0	0.0%
7 年	2	1.5%
8 年	1	0.8%
9 年	0	0.0%
10 年以上	12	9.2%
無回答	89	68.5%
[人数]	130	100%

5. 産業振興施設の指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

1 年	0	0.0%
2 年	2	1.5%
3 年	3	2.3%
4 年	0	0.0%
5 年	14	10.8%
6 年	1	0.8%
7 年	0	0.0%
8 年	0	0.0%
9 年	0	0.0%
10 年以上	4	3.1%
無回答	106	81.5%
[人数]	130	100%

5. 基盤施設の指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

1 年	0	0.0%
2 年	0	0.0%
3 年	3	2.3%
4 年	0	0.0%
5 年	16	12.3%
6 年	1	0.8%
7 年	1	0.8%
8 年	0	0.0%
9 年	0	0.0%
10 年以上	11	8.5%
無回答	98	75.4%
[人数]	130	100%

5.文化施設の指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

1 年	0	0.0%
2 年	0	0.0%
3 年	2	1.5%
4 年	0	0.0%
5 年	25	19.2%
6 年	1	0.8%
7 年	1	0.8%
8 年	0	0.0%
9 年	0	0.0%
10 年以上	20	15.4%
無回答	81	62.3%
[人数]	130	100%

5.社会福祉施設の指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

1 年	0	0.0%
2 年	0	0.0%
3 年	3	2.3%
4 年	0	0.0%
5 年	24	18.5%
6 年	0	0.0%
7 年	0	0.0%
8 年	1	0.8%
9 年	0	0.0%
10 年以上	15	11.5%
無回答	87	66.9%
[人数]	130	100%

5.その他の施設の指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

1 年	0	0.00%
2 年	2	1.50%
3 年	0	0.00%
4 年	0	0.00%
5 年	13	10.00%
6 年	1	0.80%
7 年	0	0.00%
8 年	0	0.00%
9 年	0	0.00%
10 年以上	13	10.00%
無回答	101	77.70%
[人数]	130	100%

6.事業費 足りないと感じている支出科目、補助金

足りている	47	36.2%
足りない	64	49.2%
無回答	19	14.6%
[人数]	130	100%

6.事業費 足りない費目に自治体から補助金が出ていますか？

出ている	15	11.5%
出していない	77	59.2%
無回答	38	29.2%
[人数]	130	100%

6.人件費 運営にあたって足りないと感じている支出科目、補助金

足りている	42	32.3%
足りない	74	56.9%
無回答	14	10.8%
[人数]	130	100%

6.人件費 足りない費目に自治体から補助金が出ていますか？

出ている	14	10.8%
出していない	76	58.5%
無回答	40	30.8%
[人数]	130	100%

6.修繕費 運営にあたって足りないと感じている支出科目、補助金

足りている	33	25.4%
足りない	82	63.1%
無回答	15	11.5%
[人数]	130	100%

6.修繕費 足りない費目に自治体から補助金が出ていますか？

出ている	32	24.6%
出していない	67	51.5%
無回答	31	23.8%
[人数]	130	100%

6.燃料費 運営にあたって足りないと感じている支出科目、補助金

足りている	61	46.9%
足りない	48	36.9%
無回答	21	16.2%
[人数]	130	100%

6.燃料費 足りない費目に自治体から補助金が出ていますか？

出ている	16	12.3%
出していない	62	47.7%
無回答	52	40.0%
[人数]	130	100%

6.その他 運営にあたって足りないと感じている支出科目、補助金

足りている	14	10.8%
足りない	17	13.1%
無回答	99	76.2%
[人数]	130	100%

6.その他 足りない費目に自治体から補助金が出ていますか？

出ている	5	3.8%
出していない	19	14.6%
無回答	106	81.5%
[人数]	130	100%

7.指定管理料は適切な金額だと思いますか？

思う	31	23.8%
思う施設の方が多い	7	5.4%
思わない	66	50.8%
思わない施設の方が多い	16	12.3%
無回答	10	7.7%
[人数]	130	100%

8.指定管理料についてどう思いますか？[5 つまで]

選定基準では経費削減を第一としないほしい	62	47.7%
次期の選定時には今期の実績を加味してほしい	72	55.4%
職員の定期昇給や処遇改善が難しい	72	55.4%
施設の修繕・補修は自治体負担としてほしい	78	60.0%
その他	11	8.5%
無回答	9	6.9%

【その他の記述】

水光熱費は変動が大きい、清算性の導入が必要
 経年劣化による内装の補修をしてほしい
 外的環境の変化に対する柔軟な対応が必要
 寄附をする団体のため、全て自費で運営しており補助金等皆無です
 指定管理決定（申請）時の予算を再度年度ごとに査定されるため当初計画額より減額する

9.職員定数はどのように決まりますか？

事業主が必要に応じて決定する	93	71.5%
自治体が受託事業内容を鑑みて決定する	14	10.8%
その他	17	13.1%
無回答	6	4.6%
[人数]	130	100%

【その他の記述】

法律で決められている
 本来の事業と兼務している
 自治体の想定では仕事が回らないので少し多く雇用している
 保護施設職員職種別配置基準による
 毎年度の地区役員が担当
 導入以前の人員数から削減
 仕様で人員数のしぼりがある所とない所がある

10.職員数は足りていますか

足りている	51	39.2%
足りている施設の方が多い	16	12.3%
足りていない	43	33.1%
足りていない施設の方が多い	9	6.9%
無回答	11	8.5%
[人数]	130	100%

11.職員数が足りない理由[5 つまで]

経営難などによる財政不足	27	20.8%
指定管理料引き下げなどによる財政不足	23	17.7%
職員を応募してもこない	16	12.3%
業務に見合った職員定数になっていない	27	20.8%
その他	12	9.2%
無回答	58	44.6%

【その他の記述】

職員の代替がない
 夜間勤務職員の手当等含め人選難
 事務費が足りない。賃金がすくないのか？
 市からの派遣職員の状況や長期的に職員の雇用を考えた場合の財政に不安がある
 各施設の職員は充足しているが、様々なトラブルに対応しなければならないケースが多い。
 担当本部職員の対応コストが反映されていない

12.職員の賃金・労働条件はどのように決めていますか？

基本的なものは市に準じている	34	26.2%
生活保護基準、最低賃金を基準にしている	13	10.0%
近隣の民間企業を参考にして独自に作成している	34	26.2%
その他	41	31.5%
無回答	8	6.2%
[人数]	130	100%

【その他の記述】

指定管理料に基づき事業者が独自に作成
 財政に応じた賃金内容
 法人による給与規定就業規則を定めている
 委託先で決定(単価契約)
 安く固定(年金対象者)
 独自作成だが他を反映していない
 再雇用を対象にしている
 前管理者の内容を基準に
 社内賃金規定に準じる
 独自に作成している

13a次期の契約が取れなかった場合の正規職員の雇用について

事業主が別の施設で雇用継続する	43	33.1%
自治体が次の仕事を斡旋する	1	0.8%
雇用先がないので解雇	36	27.7%
その他	29	22.3%
無回答	21	16.2%
[人数]	130	100%

【その他の記述】

決まってない
 検討中
 次の管理者に斡旋
 次の指定管理者に引き継がれる
 次期契約者に継続雇用を依頼する
 雇用者はなし
 2年契約制
 非公募の予定で考えていない
 役員の（理事）の互選により正副理事長を決定し、この2人が常勤職員となる
 事業主が別の施設で雇用継続、雇用先がないので解雇

13b次期の契約が取れなかった場合の非正規職員の雇用について

事業主が別の施設で雇用継続する	16	12.3%
自治体が次の仕事を斡旋する	4	3.1%
雇用先がないので解雇	65	50.0%
その他	31	23.8%
無回答	14	10.8%
[人数]	130	100%

【その他の記述】

自主事業で雇用継続、一部の職員のみ
 検討中
 本来の事業が別にあり
 次の管理者に斡旋
 次の指定管理者に引き継がれる
 同一事業での雇用継続
 次期契約者に継続雇用を依頼する
 雇用者はなし
 自力公募採用
 非公募の予定で考えていない
 委託のため影響なし
 別の施設があれば事業主が別の施設で雇用継続する。なければ次期管理者に雇用依頼
 該当するものはいない
 別の業務に移動
 内部団体に委託している

14.下請けに出している施設はありましたか？

ある	17	13.1%
ない	96	73.8%
その他	10	7.7%
無回答	7	5.4%
〔人数〕	130	100%

【その他の記述】

一部業務を外部委託
 保守点検業務は委託
 給食は委託業者に依頼している
 夜間等のため警備会社
 シルバー人材センター
 一部専門技術を要する点検は再委託している
 管理業務を専門業者に委託するケースあり（例：エレベーター保守）

15.施設内の事故により第三者へ損害賠償を支払う場合の基準

No.	基準あり				基準なし
	自治体の責めに帰す場合	指定管理者の責めに帰す場合	全て自治体の責任	全て指定管理者の責任	
1	指定管理者制度の基準により損害を与えた場合	各々の責任に帰すべきものを支払う	基本は自治体負担。これまで指定管理者が賠償責任を負ったことはない	自治体の責任なし	特に取り決めはできていない
2	指定管理者制度の基準により損害を与えた場合	指定管理者としての注意を怠ったことにより損害を与えた場合以外理由により損害を与えた場合	自治体が全部	当施設が加入している保険の範囲	現在の所まで例がない
3	指定管理者制度の基準により損害を与えた場合	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合	全て自治体	保険の範囲内	具体的ケースなし
4	指定管理者制度の基準により損害を与えた場合	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		保険加入	明確な基準がない
5	故意又は過失があった場合	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		施設賠償責任保険及び第三者賠償保険に加入する事が義務付けられており施設運営上の大部分の責任を負う	具体的事例がありませんのでわかりかねます
6	自治体対応の修繕の遅れによる事故	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		指定管理責任保険、昇降機賠償責任保険に加入	明確な基準はなく具体例もない
7	責めに帰すべき事由があるとき	指定管理者に帰すべき事由による損害（樹木の枝折れ落下による車両による物損、協議の上指定管理者の負担となる）		原則的には全て指定管理者が賠償責任を負う	基準がない

8	損害が自治体の責めに帰すべき事由による場合は自治体	保守点検の未実施、法例仕様書違反により生じた事故		原則指定管理者が責任を負う	規定があるかどうか分からない。自治体と指定管理者で話しあうのではないかな
9	自治体の責めに帰すべき事由による損害の賠償、不可抗力によって発生した費用の負担（協議による）	責めに帰すべき事由があるとき		加入している保険を適用	基準はない
10	各々の責任に帰すべきものを支払う	その他の運営に関する事故		ほぼ指定管理者	基準はない
11	建物に起因する事故	指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した場合、指定管理者が賠償する		指定管理者が加入している公文協の施設賠償責任保険の範囲内	基準または具体的なケーススタディは厳密にされてない。建物及び管理運営を指定管理者が行うため第一の責任は指定管理者にあると理解している。建物の耐震上の問題から地震発生時に蛍光灯が破壊し施設内で怪我をした時市にも責任の一端があると考え
12	建物及び施設に起因した損害	施設設備の瑕疵		加入損害保険より補償	明確な基準がない
13	建物の構造上の欠陥により発生した事故	基準はないが、責めに帰すべき事由によるもの。具体的ケースなし		自治活動保険等の運用	わからない
14	建物、設備が原因の事故	医療賠償責任		賠償保険に加入し責任を負っている	基準はない
15	イベントの際、ベビーベッドにいた赤ちゃんを起こそうと強いたら、ベッドの柵が倒れて指を挟んだかして骨折してしまった（一週間程度で完治）	指定管理者の責めに帰すべき事由による損害の賠償		主たる利用者が所属する連合自治会が契約する保険に対応する	
16	施設に来場された人が事故にあった場合（見学者等）	管理に起因する事故とか		当施設が加入している保険の範囲	
17	市の責任に帰すべき理由不可抗力（具体的ケースについての明言はない）	事業実施に伴う事故		基本的には、行政とかわしている協定書に応じて、法人負担で保険に加入おり自治体が負担する分はありません	
18	施設そのものに対する責任	施設でイベント等に参加して事故にあった場合		施設賠償責任保険による対応	

19	施設の老朽化にともなう事故（指定管理者より改善提案あった場合）	指定管理者の責任に帰すべき理由不可抗力（具体的ケースについての明言はない）		指定管理者が保険に加入している	
20	市に帰責自由があるもの。市と指定管理者の両社または第三者に帰責事由があるものについては、市との協議事項とする	指定管理者が管理運営において過失があった場合その責任を負う		基本的には指定管理者が賠償責任を負う（事故、火災等）	
21	不可抗力によるもの	経営する中での損害補償		指定管理者が仕様に定められている保険が適用とする場合	
22	市の責めによる駐車場内の事故、けが、損傷	施設の老朽化にともなう事故（指定管理者より改善提案なかった場合）		全て管理者による責任	
23	施設に起因する事故	不可抗力、施設、設備の設計、構造上の原因を除くもの		賠償責任保険加入、補償特約ないようによる	
24	設備など、自治体の設備の不具合でおきた場合	指定管理者に帰責事由があるもの		全て基本的には事業者の賠償責任となっている。	
25	自治体の責めに帰すべき事由による場合	管理者としての注意を怠ったことによりもの		保険に入っている	
26	根本的な瑕疵	指定管理者の責めに帰すべき事由が発生した場合		自治活動保険等の運用	
27	不可抗力及び施設向上等による場合	指定管理者が行う事業			
28	自治体の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合（協定書に明記）	指定管理者主催のイベント中に起きた場合			
29	指定管理者の保険の範囲外	指定管理者主催事業の場合のみ（駐車場の接触は対象外）			
30	市の瑕疵により発生した損害（例えば市が指定管理の範囲外とされる大規模修繕を行わないことにより、損害が発生又は拡大した場合など）	指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合			
31	市の瑕疵による場合	施設管理上の瑕疵による場合			
32	施設に不意があった場合	指定管理者の瑕疵によるもの			
33	自治体の瑕疵によるもの	今の所小さな事故であるため、指定管理者で責任を負った			

34	指定管理すべき区域外の区域で事故が発生したとき	職員の不可抗力によるものは責任を負う			
35	施設の瑕疵（現実には明確にされておらず常に議論の焦点となる	指定管理者仕様書による指定管理者の責めに帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない			
36	施設自体の瑕疵や運営業務の過誤に起因する事故等が発生した場合、市が加入する「全国市長会」賠償責任保険で対応することになっている	指定管理者は管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない			
37	自治体の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合（協定書に明記）	施設内での事故			
38	自治体の責めに帰すべき事由による損害	指定管理者の瑕疵（仕様書に定められた範囲内の管理において発生した場合）により発生した損害			
39		指定管理者の瑕疵による場合			
40		指定管理者の責による場合			
41		施設側に責任があった場合施設が加入している賠償保険を使う			
42		仕様書に定められた条件の範囲内の管理内で発生したもの			
43		管理者としての注意を怠ったことにより損害を与えた場合			
44		敷地内での怪我等の対応			
45		管理すべき区域が定められており、当該区域で事故が発生した時			
46		管理上の過失			
47		指定管理者が負うのは施設設備に瑕疵がありそれを放置していた場合など限定されるべきだと考えます			

48		指定管理者が仕様に定められている保険が適用とする場合以外			
49	ケースにより指定管理者と協議する				
50	仕様書に明記				
51	施設は公共のものであるため、その自治体の基準による				
52	個別事例により双方の協議にて決定				
53	リスク分配表により対応する				
54	責任範囲の分担表による「自治体の責」「指定管理者の責」に分かれている				
55	市と指定管理者とで結ぶ管理に関する「基本協定書」で定めている。（第三者への賠償）本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が指定管理者の責めに帰すべき事由又市、指定管理者双方の責めに帰することができない事由による場合はそのかぎりでない				
56	個別事例により双方の協議にて決定				
57	当社の責任の中で起きた事故については、当社で相談（自治体）の上相談する				
58	指定管理による基本協定書の定めによる				
59	リスク分配表により対応する				

16.市の直営と異なって優れている点は？[5 つまで]

多様なサービス・柔軟な運営ができる	93	71.5%
適正な人員配置	34	26.2%
人件費節約	61	46.9%
諸経費の節減	64	49.2%
企業のネットワーク活動	31	23.8%
その他	12	9.2%
無回答	9	6.9%

【その他の記述】

指定管理者が優先的に利用可能
 営業活動の充実、PR活動
 市民活動の広がり、つながり
 学校等教育材補助、市振興基金補助等多様化に寄与
 区としては経費が増える
 管理方針の継続性
 手続きに時間をようせずタイムリーな仕事ができる
 比較できません
 公会堂や公民館を自分達で利用できる日が多い

17.指定管理者制度で問題だと思う点は？[4 つまで]

選定基準に経費節減、人件費削減が第一とされること	72	55.4%
指定管理期間が施設の実態とあっていない	40	30.8%

行政への要望が通り難い	60	46.2%
その他	19	14.6%
無回答	14	10.8%

【その他の記述】

市民のためになりにくい
 選定基準の委託料の評価点が高い、民間運営の自由度が低い
 人件費の積算が低くしかも上がらない
 建物の維持管理（修善寺）
 外部審査員の人選
 区長の任期が終わると次期区長の引き継ぎが大変
 寄附、補助等の内容（額面）が年々増大化傾向になっている
 公会計と民会計の違いが分かってない自治体担当がいる
 地区コミ自治会への依存が多い。委託内容に比べ管理料が少ない
 責任の所在が不明確になりやすい
 契約できなかった場合の職員の雇用（配置転換）
 経営努力が収益に結びつかない
 議会承認を必要とする案件も多いため緊急時の対応に時間を要する

18. その他、指定管理者制度に対する意見があれば記入してください。

株式会社

1	業務内容の精査により職員の定数や水道光熱費の経費を削減できる。指定期間終了後の解雇がむずかしい。少ない施設での自主事業は採算が合わない。収支計画実績の提出書類は企業会計基準にしてほしい
2	全体的に指定管理期間が短期であり、長期的視点での計画が立てにくい（例職員採用）
3	行政は指定管理者を下請け業者と思っているのではないか。行政と民間のギャップを感じることもある
4	指定管理制度はそもそも市直営の時よりも民間活用によってサービスの向上を行うことを目的としていると理解したが、行政の干渉や制約が多く民間運営の利点が半減しているように感じられる
5	アンケートの問いについて、指定管理制度は、提案書を出して運営し、その中に指定管理料やどのように運営するか（職員数）を提案するので、おかしい部分があると思う
6	指定管理費 0 円なので特段ありません
7	運営費については、自治体へ要求している内容と運営に係る費用のバランスが全く考えられていない。事業評価と運営資金との内容バランスを自治体も考えるべき。

公益法人

1	主管部署の専門性も必要。指定管理は単純な委託ではない事を自治体が理解し、指定管理者も資格や経験を持った者による管理運営すべきと考える。経費削減により管理水準を下げてもいいわけでもない。収益事業収入は指定管理者の収入とし、決して指定管理料の減額を行ってほしくない。受託者の努力が報われない
2	指定管理料は更新時に削減されるため、職員の定期昇給や処遇改善が大変難しくなるという問題を抱えている
3	全て条例に縛られているため、自由さが少ない。運営がやり難い
4	文化芸術の評価基準が難しいため、文化施設の運営は指定管理制度になじまない（本来なら行政が直接その公的責任を負わなければならない施設までもが制度の対象になっている）施設の大規模修繕については市の予算で行われるため予算がつかないと計画どおりに改修が

	進まない
5	指定管理料の範囲内で（赤字にならない）工夫をしながら管理運営を行っている。指定管理料は、指定管理期間が一定であり、不足費目について補助金は出ない。平成 26 年電気料相当の管理料の上積みがなされた
6	指定管理を事業の軸としている市町村設立の法人については、指定管理毎に法人存続の危機となり、また人材も安定的に雇用できず、組織として正常に活動できてない。特に地方は指定管理者制度を取り入れても自治体も管理者にとっても旨味はないと思われます
7	現在は自治体とコミュニケーションがうまくいき、順調に運営できている
8	修繕費は大規模修繕に限り補助金有り
9	雇用期間や給料などの面々で若い人を雇用して育成することが困難。一方定年退職者を応募しても、再雇用制度のスタートにより希望者が少ない
10	給与については正規職員は給与規定による。嘱託職員及びその他は独自に決定。労働条件については正規及び嘱託は就業規定による。その他は雇用契約による

公共団体

1	利用者の半数の方は利用料免除のためなじまない
---	------------------------

公共的団体

1	利用者の高齢化・重度化で本来養護の対象でない方も入所。特養移行も介護 3 以上でないとできなくて対応困難。入所者は市町の判定会を経て措置されるので寮で入所者を確保することができない。養護老人ホーム、50 人の定員で 44 人の入所者のため実人数の措置者対応では経営は苦しい。他の同じ公設指定管理施設では定員分の措置費を出しているところが殆どですが、私の市は実人数分なので。昨年度市へ要望書を提出しましたが叶えられませんでした。
2	高齢化人口の減少は、集会所目的の会館は利用回数が減り維持が困難になっている。指定管理者は何も解決には役立った形にはなかったと思う。市の条例に縛られることなく多目的に自由に使える方策を考えなければならないと思う
3	指定管理施設となっていますが、地元町内会の多目的施設のため、アンケートの内容に合致しない部分が多いことをご了承ください
4	指定管理料が定員数から在籍数に応じた金額に変更になり経営的にも大変厳しい。措置施設の養護老人ホームが指定管理制度の対象となり市の采配で管理料が決まることに疑問を感じる
5	指定管理期間毎に指定管理者が変更となった場合、その都度職員や事業方針が変わると利用者が困ることになると思う。また長期的な人材育成が見込めなくなることは質の低下に繋がると考えます
6	施設そのものが最低限経営出来る状態できる可能性がない場合はやるべきでない。市の管理者が変わる場合しっかりした業務引き継ぎをしてもらいたい。指定管理料の基準が施設の何をもって決めているのかわからない
7	施設が老朽化してきているので修繕費が年々増してきてしまう。広範囲の施設のため施設の点検はしているものの事故の危険度は多い
8	質問 6 は市との協議の結果、事業収入で運営を行っている
9	市の指定管理であるため、行政がかかわる困難なケースの対応依頼が多く、本来の GH（寮）のコンセプトに合わないケースの受け入れが多くなっている現状がある
10	指定管理料は適切な金額だと思われるが、その中に修繕料もあるため、施設の老朽化により今後増額する必要がある。ただ予算どりが難しいので、施設の修繕、補修は自治体対応としていただき、計画的に実施してほしい
11	利用するサークル団体等の使い方に問題がある。（例）予約以外の施設を子供達が飛び回る。ごみの放置。清掃の仕方が悪い。利用規約が守られない。キャンセルの連絡がない。予約解

	除のタイミング。指定管理者と利用者のトラブルがある（全て上の例の問題で）
12	利用者の半数の方は利用料免除のためなじまない
13	指定管理制度は自治法で位置づけられているが、運用は自治体まかせとなっている。サービスの向上とは建前であって現実には管理料の低い経費の節減が目的である。現在いる職員の事を考えると継続しなければならない宿命を負う。指定管理事業所が外れた場合、特に現役世代は経済的にも計画が立たず再就職といった仕事を探さなければならない。当事業所では管理料もなく、家賃1,200万円支払い。老朽化した施設の修繕費は大きな負担です。研究会での指定管理制度のあり方について期待をします
14	指定管理料の下限はサービス低下にならないような人員配置ができる金額を行政に見積もってもらいたい
15	受託施設（地域コミュニティ防災センター）の性格上、上記設問にそぐわないことが多く記入しませんでした。当施設は必要経費以外はボランティア運営で構わないと思っています。しかし一般の公営施設の管理運営を指定管理者に委託することは多くの問題を生じさせていると思います。採算性重視の思想そのものが非正規労働を生むことに繋がっています
16	自治会の補助がないと運営が少し難しいなという状況でまだ開館して7ヶ月なので設問と合わない部分があり申し訳ありません
17	施設の老朽化に伴い破損箇所が多く、修繕費用が年々経費としてかかり、サービスの質の低下を招く事が予想される。雨漏り、エアコン、ボイラーの不調が散見しており設備投資に多額を要する項目がおおくなっている
18	アンケート項目は市役所が回答すべき点が多い
19	このアンケートは、小川地区における公民館には当てはまらない部分が多数で答えることができない部分があります。他の施設の場合の状況がよくわからないのでアンケートに答えられる部分が少ないです
20	主に地域の集会所として使用しているので職員定数はわからない
21	指定管理で運営する事が適切な施設と直営の方が望ましい施設があるはず。しっかり見極めてほしい。余剰金が出た場合は指定管理の収入となる。経費を節減して収入とする事も出来るのでサービスの低下に繋がりにかねない
22	従来の公的施設に関する非効率的な管理運営を排除するためには、やはり民間のノウハウ、効率的運営を促す指定管理制度が絶対に必要だと考える。そのためには委託する官側もコンセプトを末端組織まで理解させ丸投げにならないようすべきである。業務の進め方や条例等を従来のままにし、民間に人件費、管理費の削減を強いることの無いように、また外的環境の変化に対する柔軟な対応を望みます

NPO法人

1	浜松市の場合、次期の選定時には今期の実績のうち減点項目に該当する場合、減点（5年間の指定管理の場合、4年目までの累計点を減点）することになってます
2	指定管理において貸館等で収益があがった場合、指定管理者の自助努力が多いところであるが、現行では指定管理料が減らされるという制度があり、奇妙である。職員のモチベーションが上がらない。また、施設管理においても貸館イベントなど収益があがる施設が指定管理に出されるわけではない。公的施設でも情報センター等においてはその他の指定管理とは異なるため、分けて考えるべきである
3	5年スパンでは事業のビジョンが立てにくい
4	都市と地方では環境が異なるため、同様の制度では不都合が多いと感じる。指定管理者の経営努力により、収益を上げた後、自治体から指定管理費の削減を続けて行われることのないようにしたい

5	質問 15 で問われていることは非常に曖昧になっている。日常的には指定管理者に責任があることは分かっているが、突発的な出来事、特に災害は予期せぬこともあり、行政と連帯をとっておきたい
6	指定管理料は期毎に少しずつ下がっています。元々低い積算で働きたい人が少ないうえ、職員の賃上げは全くできません。数年ならまだしもずっと上がらないなら働き続けることはできません。せっかく育てた職員が生活していけないのでやめたいと言い困っています。プロとしてやっていきたいと考えているのに
7	基本的に多様なニーズに応えられる創造的な活動ができることが大きなメリットと思いますが、そうした提案をした時、指定管理期間（5 年間）は管理料は変わらないということで、より中身の充実を測る事業提案にも財政的裏付けがなく結果として実現できない。もしくは赤字を前提にとりくむしかないことが課題であると思います
8	現在担当課との関係は良好だが、行政職員のクオリティにバラつきがあることが不安。高度な専門性は管理者側にあることを常に認識してほしい。現在、県施設の委託運営もしているが、指定管理にすべき施設が単年度契約のため大変やりにくい
9	① 県経営都市公園は、外部評価委員による評価が行われているが、肝心の公園の善し悪しが評価されていないのでは？例えば、花緑主体の公園であれば前年度より良くなったか、悪くなったか、来園者に不快な思いをさせる病虫害は発生していないか、雑草は繁茂していないか、ゴミは散乱していないか等など ②管理委託料の中で、どのような業務内容の経費が多いのか、その経費に見合った管理運営がなされているかを評価すべきである。 ③来園者の数の増減は、イベントの企画運営による影響が大きいですが、肝心の委託業務内容が疎かになっていないか。

その他の団体

1	施設そのものが最低限の経営が出来る状態の可能性がない場合はやるべきでない。市の管理者が変わる場合しっかりした業務引き継ぎをしてもらいたい。指定管理料の基準が施設の何をもって決めているのかわからない
2	従来の公的施設に関する非効率的な管理運営を排除するためには、やはり民間のノウハウ、効率的運営を促す指定管理制度が絶対に必要だと考える。そのためには委託する官側もコンセプトを末端組織まで理解させ丸投げにならないようすべきである。業務の進め方や条例等を従来のままにし、民間に人件費、管理費の削減を強いることの無いように、また外的環境の変化に対する柔軟な対応を望みます

2015 年度版

「指定管理者制度・事業主 アンケート」

結果報告集

発行日 2016 年 3 月

発 行 「適正な指定管理者制度を考える研究会」

〒422-8062

静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1

セキスイハイムビルディング 7 階

静岡自治労連内

Tel 054(282)4060 Fax 054 (282) 4057
